

あなたを狙う 特殊詐欺・悪質商法にご用心！

パソコンにウイルス感染の
警告画面が！
すぐに支払わなきゃ！

高額当選の連絡がきた！
受取手数料に、
電子マネーが必要！？



ちよつと

その

待った！

支払い！

自宅に訪問し、
しつこい勧誘。
契約したら帰って
くれるかな。

突然の訪問で
自宅を点検。
すぐ修理が必要！？

©2015秋田県んだッチ



特殊詐欺あれこれ

秋田県では、架空料金請求詐欺が最も多く発生！

パソコンサポート費用名目

パソコンに、「ウイルス感染」などの警告画面が表示され、ウイルス除去費用として、電子マネー等を要求される手口です。

県内の事例

パソコンでインターネットサイトを閲覧中、「**ウイルスに感染しています。**」などという画面が表示されたことから、問い合わせ先に電話したところ、**ウイルスソフト購入費用として電子マネーを購入するよう指示**され、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し、番号を相手に伝えて利用権をだまし取られた。(70代男性)

アドバイス

表示された連絡先に
電話しない！！



高額当選金名目

「当選おめでとうございます」と書かれたメールが届き、当選金の受け取り費用として、電子マネー等を要求される手口です。

県内の事例

スマートフォンに「**5億円当選おめでとうございます。**」などという内容のメールが届き、**当選金を受け取るための費用を電子マネーで支払うように要求**され、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し、番号を相手に伝えて利用権をだまし取られた。(60代女性)

アドバイス

絶対無視！
決して連絡しない！



消費トラブルあれこれ

巧妙な勧誘に注意！即決しないで、まずは相談！

トラブル①家の修理が必要だと言われ…

不安をあおり契約させるリフォーム工事の 点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。

迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。

不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。

(国民生活センター発行：見守り新鮮情報第308号(2018年5月16日)より)

アドバイス

結果をうのみにせず、決してその場で
契約しないようにしましょう！



トラブル②布団を見せてほしいと言われ…

強引な布団の訪問販売に注意

突然「布団を見せてほしい」と女性が訪問し、家に上がり「汚れている体に悪いので新しく購入したほうがいい」としつこく勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして男性と一緒に羽毛布団を持ってきた。

断っても「ひと月1万円の支払いだから大丈夫」などと勧誘され、根負けして承諾してしまった。クレジット会社の書類を書くときに初めて、総額が約40万円と高額であることを知った。

解約したい。

(国民生活センター発行：見守り新鮮情報第267号(2016年11月29日)より)

アドバイス

見慣れない業者は家にあげない！
応対する場合は、必ず家族等に
同席してもらいましょう！



契約してから後悔したら

クーリング・オフ制度を活用しましょう

訪問販売など不意打ちのように勧誘され、よく考える間もないまま契約を結んでしまう場合があります。消費者が契約後に頭を冷やして考え直すために導入されたのが、クーリング・オフ制度です。

法律で定められた一定期間内であれば、一方的に無条件で契約を解除することができます。

通信販売など、クーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは、生活センターに相談しましょう。



特殊詐欺対策に効果的な

自動通話録音警告機を活用しましょう

県警では、自動通話録音警告機を無料で貸し出しています。

主に、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある高齢者世帯が対象で、貸出期間は3か月です。

貸出しを希望される方は、裏面の住所地を管轄する警察署の生活安全課までご連絡ください。

自動通話録音警告機とは？

電話をかけてきた相手にメッセージを流し、詐欺犯人との通話を自動録音する機能のある機器です。



自分の身を守るため、かしこい消費者になろう！

- 不安な話をされてもあわてない！
- 相手の話をうのみにしない！
- 知らない人を安易に家にいれない、ついて行かない！
- できるだけ一人で話を聞かない！
- 話しをするときは感情的にならず、しっかりと自分の意見を伝える！
- 不審に思ったら、すぐに最寄りの警察や生活センターに連絡する！



困ったときの相談窓口

秋田県生活センター ☎018-835-0999
秋田市中通2-3-8（秋田駅前アトリオン7階）

●北部消費生活相談室 ☎0186-45-1040
大館市字中町5（旧正札竹村ビル1階）

●南部消費生活相談室 ☎0182-45-6104
横手市旭川1-3-41（県平鹿地域振興局1階）

相談時間：月～金 9：00～17：00（土日祝日・年末年始除く）

秋田県警察本部県民安全相談センター

電話 #9110（または018-864-9110）

●鹿角警察署
☎0186-23-3321

●大館警察署
☎0186-42-4111

●北秋田警察署
☎0186-62-1245

●能代警察署
☎0185-52-4311

●五城目警察署
☎018-852-4100

●男鹿警察署
☎0185-23-2233

●秋田臨港警察署
☎018-845-0141

●秋田中央警察署
☎018-835-1111

●秋田東警察署
☎018-825-5110

●由利本荘警察署
☎0184-23-4111

●大仙警察署
☎0187-63-3355

●仙北警察署
☎0187-53-2111

●横手警察署
☎0182-32-2250

●湯沢警察署
☎0183-73-2127

秋田弁護士会 電話：018-896-5599

受付時間：月～金 9：30～16：30

（土日祝日・お盆・年末年始除く）

お住まいの消費生活相談窓口

○秋田市市民相談センター
☎018-888-5648

○能代市消費生活センター
☎0185-89-2939

○横手市消費生活センター
☎0182-32-2919

○大館市消費生活センター
☎0186-43-7045

○男鹿市消費生活センター
☎0185-24-9111

○湯沢市消費生活センター
☎0183-72-0874

○鹿角市消費生活センター
☎0186-30-0258

○由利本荘市消費生活センター
☎0184-24-6251

○潟上市消費生活センター
☎018-853-5370

○大仙市消費生活センター
☎0187-63-1136

○北秋田市消費生活センター
☎0186-62-6628

○にかほ市消費生活センター
☎0184-32-3043

○仙北市消費生活センター
☎0187-43-3313

○小坂町観光産業課
☎0186-29-3908

○上小阿仁村住民福祉課
☎0186-77-2222

○藤里町町民課町民福祉係
☎0185-79-2113

○三種町商工観光交流課
☎0185-85-4830

○八峰町産業振興課
☎0185-76-4605

○五城目町住民生活課
☎018-852-5112

○八郎潟町町民課
☎018-875-5805

○井川町町民生活課
☎018-874-4416

○大潟村生活環境課
☎0185-45-2115

○美郷町住民生活課
☎0187-84-4903

○羽後町町民生活課
☎0183-62-2111

○東成瀬村企画課
☎0182-47-3402

相談日：月～金（祝日・年末年始除く）

※相談時間は各消費生活相談窓口によって異なります。
※各消費生活相談窓口で相談できるのは、在住の方が原則です。

